

お知らせ & ごあんない



島の環境を守るために！

庭先や畑などに使用済み自動車を放置していませんか？

使用済み自動車は法律により、適正に処理することが義務付けられています。自己所有地であっても、使用済み自動車を放置しておくことはできません。使用済み自動車を永年放置しておくことは、景観を損なうだけでなく、周辺の環境にも悪影響を与えます。

尚、上島町においては、海上輸送費の負担を軽減し、使用済み自動車（廃車）の滞留を防止することを目的とし、海上輸送費の一部を補助しています。本事業を活用し、島の美しい環境を守りましょう！

問合せ先

弓削総合支所住民課 TEL 77-2500

一斉滞納整理強化月間

地方税の公平・公正を確保し、地方税に対する納税者の信頼を確保するため、12月を「一斉滞納整理強化月間」とし、上島町・愛媛県・愛媛地方税滞納整理機構が一体となって、滞納整理の強化に取り組みます。

上島町でも催告書の送付や電話催告等、滞納者

に納税指導を行います。また、給与の照会や預貯金の照会を行い、差押をすることもあります。納付忘れの税金がある場合はお早めに納めてください。納期を過ぎると督促料及び延滞金が発生します。

なお、納税についてご相談がある場合は、上島町各総合支所住民課にてお問合せください。

人権問題に関する12時間電話相談

■相談内容 差別待遇、暴行・虐待、いじめ、プライバシーの侵害等、家庭及び近隣関係等における人権問題に関するあらゆる相談（予約不要・無料・秘密厳守）

■日時 12月6日（月）9時～21時

電話番号

フリーダイヤル 0120-04591737

（携帯電話からの相談も可能）

12月の潮汐表

日	潮	高 潮				低 潮			
		時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位
1(水)	長	6:56	295	19:13	308	0:37	89	13:03	106
2(木)	若	8:07	317	20:09	309	1:41	67	14:16	107
3(金)	中	9:08	340	21:00	313	2:38	42	15:20	104
4(土)	中	10:02	360	21:48	315	3:29	20	16:15	100
5(日)	中	10:51	373	22:32	316	4:16	3	17:04	98
6(月)	大	11:37	379	23:14	313	5:00	-7	17:49	99
7(火)	大	12:20	377	23:56	307	5:43	-8	18:32	103
8(水)	大	—	—	13:02	368	6:23	0	19:14	109
9(木)	大	0:36	297	13:43	354	7:03	15	19:55	116
10(金)	中	1:18	284	14:23	336	7:43	36	20:36	123
11(土)	中	2:01	270	15:03	317	8:22	60	21:19	129
12(日)	中	2:48	255	15:44	298	9:03	87	22:06	132
13(月)	小	3:44	241	16:28	281	9:48	114	22:57	132
14(火)	小	4:54	233	17:16	268	10:42	137	23:55	127
15(水)	小	6:13	235	18:09	260	11:50	155	—	—
16(木)	長	7:28	246	19:02	256	0:54	116	13:11	164
17(金)	若	8:29	265	19:53	259	1:48	99	14:25	162
18(土)	中	9:18	287	20:40	265	2:35	79	15:22	154
19(日)	中	10:01	310	21:24	275	3:19	57	16:09	143
20(月)	大	10:41	332	22:07	286	3:59	35	16:50	130
21(火)	大	11:20	350	22:50	297	4:40	15	17:29	118
22(水)	大	11:59	363	23:33	307	5:20	0	18:08	106
23(木)	大	—	—	12:38	369	6:01	-9	18:48	95
24(金)	中	0:17	313	13:18	369	6:43	-9	19:28	87
25(土)	中	1:04	315	14:00	363	7:28	-1	20:12	81
26(日)	中	1:54	312	14:44	350	8:14	17	20:58	77
27(月)	小	2:49	304	15:32	333	9:05	41	21:49	75
28(火)	小	3:52	295	16:24	315	10:01	70	22:47	72
29(水)	小	5:05	288	17:22	298	11:07	98	23:52	67
30(木)	長	6:25	289	18:26	286	—	—	12:25	120
31(金)	若	7:45	300	19:32	281	1:03	56	13:50	128

※この潮汐表は、尾道港を基準港として計算した弓削港のものです。

国立大学法人等職員採用試験

■相談担当者 人権擁護委員、法務局職員
■主 催 松山地方事務局
愛媛県人権擁護委員会

中国・四国地区国立大学法人等職員採用試験の試験案内の配布が始まりました。

受験資格

昭和57年4月2日以降に生まれた人

受付期間

4月1日（金）～4月8日（金）

第1次試験日

5月15日（日）

※詳しくは左記ホームページをご覧ください。

<http://home.hiroshima-u.ac.jp/jinji/shiken/index.html>

■問合せ先 中国・四国地区国立大学法人等職員採用試験実施委員会採用試験事務局

TEL 082-424-5616



新成人のみなさんおめでとうございます

20歳から国民年金

日本に住む20歳から60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで障害が残ったときや、一家の働き手が亡くなったときなど、あなたやあなたの家族を守ってくれます。ただし、加入の届出や保険料の納め忘れがあると年金が受けられないこともありますので、「あの時に…」と後悔する前に、国民年金に加入しましょう。加入の手続きは、市（区）役所または町役場の国民年金担当係または年金事務所へお尋ねください。（20歳前に就職して厚生年金等に参加中の方は、加入手続きは不要です。）

なお、学生の方や収入が少なく保険料の納付が困難な方の場合には、「学生納付特例」や「若年者納付猶予」など保険料の支払いを猶予する制度がありますので、国民年金の加入手続きと併せて申請してください。

■国民年金の給付は、3種類の基礎年金があります。

- ◎ 老齢基礎年金 65歳から生涯受けられます。
- ◎ 障害基礎年金 病気やケガで障害の状態になった方が受けられます。
- ◎ 遺族基礎年金 夫が亡くなったときに子のある妻または子が受けられます。

被保険者の種類	第1号被保険者	第3号被保険者	第2号被保険者
対象者	20歳以上60歳未満の自営業の方、農林漁業の方、学生など	第2号被保険者に扶養されている配偶者	会社員、公務員など
保険料	国民年金保険料 【定額】15,100円 (平成22年度)	被保険者本人は保険料負担を要しない。配偶者の加入している年金の保険者が負担	厚生年金保険料率 16.058% (平成22年9月現在) 労使折半で保険料負担
国庫負担	基礎年金の国庫負担割合については、平成21年4月1日より、それまでの1/3から1/2へ引き上げられました。		

■年金手帳は大切に保管しましょう。

公的年金制度では、すべての制度に共通して使用される基礎年金番号が用いられています。国民年金や厚生年金に加入すると基礎年金番号が記載された年金手帳が交付され、加入記録や保険料の納付状況などがこの番号で管理されます。年金手帳は、年金に関する手続きの際に必要となりますので、大切に保管してください。

放送大学4月入学生募集

放送大学はテレビなどの放送により授業を行う通信制の大学です。働きながら学んで大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で、幅広い世代の方が学んでいます。ただいま平成23年4月入学生を募集しています。詳しい資料を無料で送付いたしますので、お気軽にお問合せください。

◎募集学生の種類

【教養学部】

科目履修生（6か月在学し、希望する科目を履修）
選科履修生（1年間在学し、希望する科目を履修）
全科履修生（4年以上在学し、卒業を目指す）

【大学院】

修士科目生（6か月在学し、希望する科目を履修）
修士選科生（1年間在学し、希望する科目を履修）
出願期間 平成23年2月28日まで

◎資料請求（無料）・問合せ先

放送大学愛媛学習センター

TEL 089-923-8544

〒790-0826 松山市文京町3（愛媛大学内）

URL <http://www.ouj.ac.jp>

秋季カラスの捕獲数報告

平成22年9月26日から10月24日までカラスの捕獲を実施しましたので捕獲数を報告します。

地区名	捕獲数
弓削地区	78羽
岩城地区	74羽
生名地区	50羽
合 計	202羽

聴覚障害者用情報受信装置（アイ・ドラゴン）の交換に関する緊急支援について

現在お持ちの聴覚障害者用情報受信装置（以下「アイ・ドラゴン」という）について、「アイ・ドラゴン1」及び「アイ・ドラゴン2」は内蔵されている地上波チューナーがアナログ放送対応であるため、平成23年7月の地上デジタル放送への移行後は使用できなくなります。そこで、地上デジタル放送対応機種「アイ・ドラゴン3」への交換に係る緊急支援を実施いたします。

※アイ・ドラゴンとは、テレビに接続し、緊急災害放送など字幕や手話が見えない放送番組に、字幕や手話を付与して見ること等ができる装置

■事業の内容（対象者）

聴覚障害者用情報受信装置（以下、「アイ・ドラゴン」という）について、既にアイ・ドラゴン1、2（2aを除く）を日常生活用具給付事業により給付されている者で、平成23年の地上デジタル放送への完全移行に伴い、買い換えざるを得ない者に対し、地デジ対応のアイ・ドラゴン3への交換を緊急的に支援するもの。

※今回新製品（アイ・ドラゴン3）に交換対象となる機種は、アイ・ドラゴン1、アイ・ドラゴン2であり、アイ・ドラゴン2aについては、市販予定の簡易チューナーで受信可能となることから、緊急支援では対象外となります。

■実施時期 平成24年3月31日まで

詳しくは上島町役場各総合支所住民課までお問い合わせください。

弓削総合支所 TEL 77-2500
生名総合支所 TEL 76-3000
岩城総合支所 TEL 75-2500
魚島総合支所 TEL 78-0011

全国一斉『雇用と生活』総合相談強化月間

■日時 12月1日（水）10時～15時

■場所 愛媛弁護士会館
松山市三番町4丁目8-8

（問合せ）TEL 089-941-6279

■内容 弁護士が電話相談に応じます。（面談相談不可）

■直通電話 ※当日のみの電話です。（面談相談不可）
（代）089-915-6062

■相談料 無料

■主催

日本弁護士連合会・愛媛弁護士会

■共催 日本司法支援センター

■後援 厚生労働省、総務省

年末年始のごみの収集について

年末年始のごみの収集は次のとおり行います。ルールを守って、正しく分別し、決められた場所に、決められた時間までに出してください。

上島町	年末最後の収集日	12月31日（金）
全地区	年始最初の収集日	1月4日（火）

（休業日：1月1日～1月3日）

※休業日には「ごみステーション」へごみを出さないでください。

※粗大ごみ・一時多量ごみの直接搬入の受付は、（魚島地区を除く）

【年末】12月30日（木）16時50分まで

【年始】1月4日（火）13時30分から

※魚島地区の1月（第1土曜日）の粗大ごみ搬入受付は、12月25日（土）に変更となります。お間違えのないよう、ご注意ください。

相続又は贈与等に係る生命（損害）保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更について

この度、遺族の方が年金として受給する生命保険のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決がありました。そこで、このような年金に係る税務上の取扱いを改めることとしました。これにより、平成17年分から平成21年分までの各年分について所得税が納めずとなっている方につきましては、その納めすぎとなっている所得税が還付となります。お手数をお掛けしますが、必要な手続き（更正の請求又は確定申告）をしていただきますようお願いいたします。

詳しくは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください。最寄りの税務署にお問合せください。

※平成17年分について、早い方は平成22年12月末が還付できる期限となりますので、お早目のお手続きをお願いします。

※受け取られた年金の受給権が相続税や贈与税の課税対象となる場合は、実際に相続税や贈与税の納税額が生じなかった方も対象となります。